# 姶良市農業委員会総会議事録(3月)

- 1. 開催日時 平成27年3月20日(金) 午後1時30分から午後4時10分
- 2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室 出席委員(27人)

委員

1番	米松 正一	15番	川島・兼次
2番	内甑 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

# 欠席委員

なし

### 3. 議事日程

- 1. 議事録署名委員の指名(25番 西堂路委員、26番 谷口委員)
- 2. 会議書記の指名
- 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 5、議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 7. 議案第 5 号 農地の利用目的変更願について
- 8. 議案第 6 号 非農地証明願について
- 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について
- 10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(借受 希望)について
- 11. 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
- 13. その他

# 4. 農業委員会事務局職員

事務局長 振興係長 振興係主任主査 局長補佐兼農地係長 農地係参事補 農地係主査 加治木農政畜産係長 始良農林耕地係長 (大会議室に全員着席)

事務局

姿勢を正してください。

一同礼。

[1、総会の通告]

議長

只今から、平成26年度第12回姶良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27名中27名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

一 会務報告 一

議長

それでは、事務局より会務報告をお願いします。

事務局

事務局より会務報告

議長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、姶良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員 「異議なし」

議長

それでは、25番委員、26番委員にお願いいたします。

つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法 第24条の規定の『議事参与の制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。

関係議案終了後に入室・着席していただきます。

なお、この規定では、 委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。

議案第1号 -

議長

それでは、日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを 説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利 用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することに より利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は3月31日を予定してお ります。

また、契約の始期は、4 月1日を予定しております。契約年数は、1 年が 5 件、2 年が 6 件、3 年が 62 件、4 年が 7 件、5 年が 48 件、6 年が 5 件、10 年が 36 件、合計の 169 件です。面積につきましては、田の 298,836 ㎡、畑の 30,258 ㎡合計の 329,094 ㎡です。内容については、総会資料 2 ページから 32 ページ にありますのでご覧になってください。なお、総会資料 29 ページ 156 番が 27 番委員、157 番から 160 番が 18 番委員、161 番が 2 番委員、162 番から 164 番が 12 番委員、165 番から 168 番が 15 番委員、169 番が 9 番委員、170 番が 7 番委員の関連する議案となっております。

これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。

以上、第1号議案の説明といたします。

### 議長

それでは、1番から 155 番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

# 委員 「質問、意見なし」

### 議長

それではお諮りいたします。

議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から 155 番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

### 委 員 [全員挙手]

# 議長

全員賛成ですので、議案第1号1番から155番については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号 156番は、私の案件でございます。

議事参与の関係で、議長を会長代理に交代いたしますので、よろしくお願い いたします。

### 議長

それでは、議案第1号156番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

### 委員 [質問、意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 156 番について、原案のとおり決

定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

# 委 員 〔全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第1号156番は原案のとおり決定いたしました。 議事参与の関係議案が終わりましたので、議長を会長に替わります。

議長

次に、議案第1号157番から160番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

18番委員の退席をお願いします。

それでは、議案第1号157番から160番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

# 委員[質問、意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号157番から160番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

# 委 員 〔全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第1号157番から160番は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号161番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

2番委員の退席をお願いします。

それでは、議案第1号161番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

### 委員 [質問、意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 161 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

### 委 員 〔全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第1号161番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号162番から164番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

12番委員の退席をお願いします。

それでは、議案第1号162番から164番について質疑に入ります。

何か、ご質問等ございませんか。

委 員 〔質問、意見なし〕

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号162番から164番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 〔全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 162 番から 164 番は原案のとおり決定いた しました。

次に、議案第1号165番から168番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

15番委員の退席をお願いします。

それでは、議案第1号165番から168番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

委員[質問、意見なし]

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第1号165番から168番について、原案 のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 〔全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 165 番から 168 番は原案のとおり決定いた しました。

次に、議案第1号169番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

9番委員の退席をお願いします。

それでは、議案第1号169番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

委 員 〔質問、意見なし〕

長 それでは、お諮りいたします。議案第1号169番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 〔全員挙手〕

議

議

長

全員賛成ですので、議案第1号169番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号170番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関 係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

7番委員の退席をお願いします。

それでは、議案第1号170番について質疑に入ります。

何か、ご質問等ございませんか。

〔質問、意見なし〕 委 員

それでは、お諮りいたします。議案第1号170番について、原案のとおり決 議 長 定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 〔全員挙手〕

> 全員賛成ですので、議案第1号 170番については原案のとおり決定いたし ました。

> > - 議案第2号 -

次に、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決 定についてを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定につ いてご説明致します。総会資料は、33ページとなります。今月申請は、9件で す。

> 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査 書がありますので審議の参考にして下さい。それでは、ご説明いたします

> 1 番 譲受人が蒲生町漆在住の○○さん。譲渡人が蒲生町米丸在住の○ ○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字川原田○ ○番○の田で、面積が352 m²です。 以上で1番の説明を終わります。

ただいまの事務局説明に関連して 25 番委員に調査の結果並びに補足説 明をお願いします。

25番です、調査報告します。3月4日に譲受人の自宅を訪問して調査しまし た。機械等も揃っておりました。申請地は漆小学校より上の方に2分ほどのとこ ろです。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可 相当と認めます。以上で報告を終わります。

次に2番について、事務局の説明をお願いします。

2 番について説明します。譲受人が蒲生町米丸在住の○○さん。譲渡人が 蒲生町上久徳在住の○○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在

議 長

議

長

議 長

長

議

事務局

委

員

は、蒲生町米丸字四月田〇〇番の田で、面積が 607 ㎡と同字〇〇番の田で、 面積が 756 ㎡の合計面積 1363 ㎡です。

以上で2番の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局説明の2番に関連して24番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

24 番です、調査報告します。3月4日に譲受人の自宅を訪問して申請地を 調査しました。受け人は水稲を栽培され、申請地も耕作されており、体調等も 問題はありません。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われま すので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議長

次に3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

3 番について説明します。譲受人が三拾町在住の○○さん。譲渡人が神奈川県在住の○○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、三拾町字御供田○○番、同字○○番、字山元○○番の田で、合計面積が 989 ㎡です。下限面積につきましては、経営面積 1,922 ㎡・第 1 号議案 48 番で承認されました 1,189 ㎡と取得面積 989 ㎡の合計 4,100 ㎡になります。以上で 3 番の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局説明の3番に関連して6番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

6番です、調査報告します。3月7日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。受け人は機械等も揃っております。申請地も現在譲受人が耕作をされております。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議長

次に4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番について説明ご致します。譲受人は加治木町日木山在住の○○さんです。譲渡人が鹿児島市在住○○さんの売買による所有権移転です。

申請地の所在は、加治木町日木山字朝日原〇〇番〇と同字〇〇番〇と同字〇〇番〇と同字〇〇番〇の畑で、合計面積が9,858 ㎡です。取得されます3筆につきましては、譲渡人である〇〇さんが代表取締役を務める〇〇商事の従業員として、現在まで管理していた土地を取得されるとのことです。追加資料として、営農計画書及び営農計画書別紙を添付書類として提出されております。3月10日事務局4名と21委員と譲受人と行政書士と十三塚土地改良区で現地調査行っております。その際、申請地の養魚池として使用している一部の窪地は埋め戻し、畑として使用することと条件付きになりました。

以上で4番の説明を終わります。

ただいまの事務局説明の4番に関連して21番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

### 委員

21 番です、調査報告します。3月10日に事務局局長以下3名と行政書士と十三塚土地改良区で譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。農機具はすべて手揃っております。土地も管理されておりますが、問題になったのは日木山字朝日原〇〇番〇の土地に池が作ってあります。この池も譲渡人が作ったわけではなく、もともと譲受人が作ったもので、譲受人が取得するときに土地改良区と私と立会いし調査を行いましたが、その時は口頭ではありますが、譲受人は池として使わず、埋め戻しをして野菜を作る約束をしましたが、約束は果たされませんでした。今回事務局と土地改良区と行政書士と立会いの下調査を行ったが、譲受人も池としては使わない確約をもらいましたので、約束を守っていただけものと期待をしております。したがいまして、当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

### 議長

次に5番について、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

5 番について説明します。譲受人が加治木町新生町在住の○○さん。譲渡人が加治木町木田在住の○○さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字星原○○番○、田 1749 ㎡です。下限面積については、経営面積 1,942 ㎡と取得面積 1,749 ㎡の合計 3,691 ㎡になります。 以上で 5 番の説明を終わります。

### 議長

ただいまの事務局説明の5番に関連して11番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

#### 委員

11 番です、調査報告します。3 月 5 日に譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。譲渡人及び譲受人は親子間の贈与であります。譲受人は兼業農家で耕作面積が約 31a で、申請地も譲受人がこれまで水稲を耕作しております。また農機具等も整っており、これらのことから、当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

#### 議長

次に6番について、事務局の説明をお願いします。

### 事務局

6 番について説明します。譲受人が大山在住の○○さん。譲渡人が大山在住の○○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字寺田○○番○と字高曾○○番○の田で、合計面積が779 ㎡です。以上で6番の説明を終わります。

ただいまの事務局説明の6番に関連して10番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

10番です、調査報告します。3月10日に譲受人の自宅を訪問して申請地を 調査しました。申請人はよく知る人であります。その結果、当申請は農地法3条 第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告 を終わります。

議長

次に7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番について説明します。譲受人は北山在住の○○さん譲渡人は神奈川県 横浜市在住の○○さんの売買による所有権移転です。

申請地の所在は、下名字餅田〇〇番〇と字区辺ヶ宇都〇〇番〇と字水流田〇〇番〇の田で、合計面積が 3,349 ㎡です。 以上で 7 番の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局説明の7番に関連して2番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。

委員

2番です、調査報告します。3月7日に譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。譲受人は北山で耕作をされておりますが、今回は下名であり確認をしました。山田にいとこの〇〇さんが住んでおり、そこの農機具等や労力を借りながら、また北山も親戚等が集まって作っている。3月10日に事務局と一緒にいとこの〇〇さんの機械の調査の結果、すべて揃っておりました。これらのことから、当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議長

次に8番と9番については関連がありますので一括して、事務局の説明をお 願いします。

事務局

8番と9番については、譲渡人が同一ですので、合わせてご説明致します。

8番譲受人が東餅田在住の○○さんで譲渡人が木津志在住の○○さんの親子間の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字中村ノ下○○番○と同字○○番○と同字○○番○と字小川内○○番○と同字○○番と同字○○番の田で、面積が7,645 ㎡です。続いて9番については、譲受人は加治木町木田在住の○○さんの孫と祖父での贈与による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字向江脇○○番○の田で、面積が3,306 ㎡です。追加資料として、営農計画書と許可申請の経緯が添付してあります。以上で8番と9番の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局説明の8番と9番に関連して13番委員に一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

13番です、この案件は、親、子、孫の関係であります。3月8日に譲渡人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。田植えや刈り取り時期には、親、子、孫が揃って農作業をしている家庭であります。県外の息子も田植えや稲刈り時期に長期休暇を取って手伝いに帰っている。したがいまして、当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第2号1番から9番について、一括して質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はあり ませんか。

委 員 「意見・質問なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議案第3号

議長

次に、日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

まず、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。

申請人が鹿児島市星ヶ峰在住の〇〇さんです。土地の所在が蒲生町漆字 ニガキ〇〇番、地目田、面積 1103 ㎡です。農地区分が農業振興地域内の農 用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農 地の広がりは 10ha 未満です。よって 2 種農地と判断されます。転用目的が山 林です。申請理由が、周囲が山林化してきて水田耕作が出来ず山林として杉 を植林したい。自己資金で対応をする。土地改良区等はありません。被害防除 計画書の添付があります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、25 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願

いします。

委員

25 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、漆上公民館から北に約 1000mの位置です。

被害防除については、現況は東が市道、西が山林、南は川、北は山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは2番について説明します。申請人が姶良市大山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が大山字寺田〇〇番〇、地目田、面積307㎡です。農地区分が農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりは10ha未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が農業用倉庫、車庫2棟の99㎡です。申請理由が申請地は自宅に近いので、農業用倉庫、車輛置場、乾燥場、作業場として利用する。自己資金で対応をする。土地改良区は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。

議長

ただ今の説明の2番に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委 員

17 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当で問題はありません。申請地の位置は、大山公民館から南東に約 450mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は市道、北は雑種地です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは3番について説明します。申請人が姶良市大山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が大山字大丸〇〇番、地目畑、面積224 ㎡と大山字桜ノ下△△番、地目田、面積482 ㎡と同字△△番、地目田、面積510 ㎡です。農地区分が農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりは10ha未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が山林です。申請理由が申請地は山林地域に隣接し、生産性が低いので、山林として利用する。自己資金で対応をする。土地改良区は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。

ただ今の説明の3番に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

### 委員

18 番です。 農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当で問題はありません。 申請地の位置は、○○番が大山公民館から南に約 550mと△△番外 1 筆が大山公民館から南東に約 550mの位置です。被害防除については、現況は○○番が、東が田、西が田、南は山林、北は田です。△△番外 1 筆が、東が山林、西が道路と水路、南は田、北は田です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

### 議長

これより、議案第3号1番から3番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか

#### 委員

「質疑・意見なし」

### 議長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、 1番から3番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に 賛成の委員の挙手をお願いします。

### 委 員 [全員挙手]

### 議長

全員賛成ですので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問をいたします。

#### 議案第4号 ・

# 議長

次に、日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

先ず1番について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明申し上げます。譲受人が姶良市平松在住の○○さんで、譲渡人、姶良市船津在住の○○さんとは、親子の関係になります。

土地の所在が、平松字仁礼木〇〇番〇、地目畑、面積は 1299 ㎡と同字仁礼木△△番△、地目畑、面積は 986 ㎡の 2 筆の 2285 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内の農用地区域外です、都市計画区域の地域設定はありません。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 未満です。農地の区分は 2 種農地と判断されます。転用目的は山

林でございます。申請理由が、父より譲り受けて山林として利用する。資金計画は自己資金で対応ということでございます。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、19 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

19番でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、徳重牧場から南東に約300mの位置でございます。被害防除現況は、△△番△が東が里道、西が原野、南が里道、北は山林、○○番○の周囲は山林です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

2 番についてご説明申し上げます。借り人が蒲生町白男在住の〇〇さんでございまして、貸人が愛知県春日井市在住の〇〇さん、土地の所在が、蒲生町白男字下り山〇〇番〇、地目田、面積が166 ㎡です。権利内容が賃貸借権設定です。農地区分は農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが10ha未満です。農地の区分は2種農地と判断されます。転用目的が自動車置場でございます。申請理由が、隣接する自動車整備工場の車輛置場として利用するためです。資金計画については、自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、9 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

9番でございます。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、蒲生分遣所から西に約550mのところの位置でございます。造成工法が盛土の1.1mです。被害防除としまして現況は、東が市道、西が雑種地、南が市道、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に3番について事務局の説明を求めます。

事務局

3 番の説明をします。譲受人が鹿児島市在住の○○さんでございます。譲渡人が加治木町小山田在住の○○さんでございます。土地の所在が、加治木

町小山田字猪目田〇〇番〇の田 383 ㎡と同字〇〇番〇田 370 ㎡と同字〇〇番〇田 1436 ㎡と同字〇〇番〇田 1506 ㎡の 4 筆計 3695 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域内の用途の設定はありせん。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが10ha未満であるので農地区分は第2種農地と判断します。転用内容が太陽光発電所です。申請理由が太陽光発電装置のため。太陽光パネル168 枚、出力49.72kwを設置するためです。。資金計画は自己資金と融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外で不要であります。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、22 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

22番です。3月12日に現地調査を行いました。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、竜門小学校から北へ約1000mの位置です。造成工法は現状のままです。被害防除については、現況は東が県道、西が河川、南は田と宅地、北は田です。申請実現の確実性は、資力は自己資金と融資、面積は適当であります。資金証明及び経産省、九電の通知書もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

4番の説明をします。譲受人が熊毛郡中種子町在住の〇〇さん他1名でございます。譲渡人が姶良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目〇〇番〇の畑、面積は137㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが10ha未満でございます。農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が一般住宅、1棟の46.8㎡です。申請理由として、現在借家住まいのため申請地を取得して、一般住宅を建築するものです。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、20 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

20番でございます。農地区分は第3種農地に該当するがため問題なし。申請地の位置としまして、松原なぎさ小学校から北に約200mの位置でございます。造成工法は現状のままです。被害防除現況は、東が転用許可地、西が宅地、南が宅地、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、融資資金

証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

5 番の説明をします。譲受人が蒲生町上久徳在住の○○さんでございます。譲渡人が大阪府大阪市在住の○○さんでございます。土地の所在が、蒲生町上久徳字車田○○番○の田、面積は 472 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域の地域区域の設定はありません。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用内容が一般住宅1棟の 108.57 ㎡です。申請理由として現在借家住まいのため、子供も成長して手狭になったので、申請地に一般住宅を建築するため。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、9 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

9番でございます。農地区分は第2種農地に該当するが市街地近接農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、鹿児島県森林技術総合センターから北西に約250mの位置でございます。造成工法といたしまして、盛り土を0.5から1m、土留め工法といたしまして塀ブロックを0.6mでございます。

被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が雑種地、北は県道です。申請 実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまし て、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員 としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

6 番の説明をします。譲受人が霧島市隼人町在住の○○さんでございます。譲渡人が加治木町木田在住の○○さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字江湖○○番○の田、面積は 295 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域の区域設定はありません。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha未満でございます。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用内容が一般住宅1棟の119㎡です。申請理由として、現在両親と同居をしていて子供が成長し手狭になったので、独立して申請地に一般住宅を建築する。融資資金で対応です。土地改良区等の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。

ただいまの説明に関連して、18 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委 員

18番でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加音ホールから西に約 300m の位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北は畑です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

次に7番の説明をします。譲受人が姶良市平松在住の〇〇さんでございます。譲渡人が大阪府高槻市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字西中原〇〇番〇の畑147㎡と同じく〇〇番〇畑232㎡の2筆合計379㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種低層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが10ha未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用内容が一般住宅1棟の110.96㎡です。申請理由が現在の借家が狭い状況から、この度当地に永住用家屋の建築計画に至る。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区は区域外のため不要であります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、19 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

19番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、重富地区公民館から南東に約200mの位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北は畑です。申請実現の確実性でございますが、融資資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、8番について事務局の説明を求めます。

事務局

8 番の説明をします。譲受人が霧島市国分の○○株式会社代表取締役の ○○でございます。譲渡人が姶良市西餅田在住の○○さんでございます。土 地の所在が、西餅田字横手前○○番の田 1965 ㎡です。権利内容は所有権移 転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域で す。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 未満で農地区分は第 3 種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が当地を一般住宅 専用の宅地分譲 9 区画の計画に至る。資金計画は自己資金で対応です。土 地改良区の意見書は添付があります。被害防除計画書が添付してあります。 1000 ㎡を超えますので、市の土地利用協議申請中です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、21 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

21 番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、帖佐中学校から南に約250mの位置でございます。被害防除の現況は、東が市道、西が県道、南が田と宅地、北は田です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、9番について事務局の説明を求めます。

事務局

9番の説明をします。譲受人が霧島市国分の株式会社○○代表取締役の○○でございます。譲渡人が加治木町木田在住の○○さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西中道○○番○の田 677 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が資材置場、駐車場です。申請理由が現在、タイヤの更成及び販売業を営んでおり、申請地を事業拡張のため資材置場及び駐車場として使用する目的である。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書の意見書は添付があります。被害防除計画書が添付してあります。参考資料の 46 ページを見てください。株式会社○○の所有地の同字○○番○の一部 157 ㎡と同字○○番○の一部 68 ㎡を通路として一体利用するという形です。申請地が、現状は袋地になっておりまして株式会社○○さんの自分の土地を通路として利用するというものです。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、18 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

18番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、姶良市消防本部から東に約200mの位置でございます。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が宅地、北は鉄道用地です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、10番について事務局の説明を求めます。

事務局

10 番の説明をします。譲受人が霧島市国分の株式会社〇〇代表取締役の

○○でございます。譲渡人が埼玉県入間市在住の○○さんでございます。土地の所在が、東餅田字北五反畑○○番○の畑 586 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第二種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が事業継承のため、申請地を2区画に宅地分譲する目的です。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、21 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委 員

21 番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、帖佐駅から北東に約500mの位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、11番について、事務局の説明を求めます。

事務局

11 番の説明をします。譲受人が姶良市増田在住の〇〇さんでございます。 譲渡人が姶良市船津在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、増田字園田〇〇番〇の田 430 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域の農用地区域外。都市計画区域内の地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 以上です。農地区分は第1種農地と判断します。転用目的が一般住宅、1棟の 91.09 ㎡です。申請理由が、住宅を建築する計画であります。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は添付があります。被害防除計画書は添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、17 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

17番です。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するので問題はありません。申請地の位置は、三船小学校から南東へ約 400mの位置です。被害防除については、現況は東が県道、西が水路、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

次に、12番について事務局の説明を求めます。

事務局

12 番の説明をします。譲受人が蒲生町下久徳の株式会社〇〇代表取締役〇〇でございます。譲渡人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町下久徳字簡原〇〇番〇の田 833 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農振農用地区域外で、都市計画区域の区域設定はありません。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 以上である。農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は店舗1棟、79.49 ㎡です。申請理由が、現在3か所に分かれている店舗を一か所にまとめ、営業の効率化を図る。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、9 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

9番です。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するので問題はありません。申請地の位置は、蒲生高校から南へ約20mの位置です。造成工法が盛土の1.5mで土留め工法がL型擁壁の1.5mです。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は田、北は県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、13番について事務局の説明を求めます。

事務局

13 番の説明をします。譲受人が鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇でございます。譲渡人が姶良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番〇の畑 489 ㎡のうち 31 ㎡です。続きまして、譲渡人が姶良市脇元在住の〇〇さん他 4 名でございます。土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番〇の田 591 ㎡です。続きまして、譲渡人が姶良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番の田 621 ㎡です。続きまして、譲渡人が姶良市脇元在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番〇の田 494 ㎡、同字〇〇番〇の田 836 ㎡の3 筆の1744 ㎡です。続きまして、譲渡人が姶良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番〇の畑 418 ㎡です。続きまして、譲渡人が姶良市の畑 428 ㎡です。合計の7 筆 3415 ㎡です。

権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外であります。都市計画区域内の第一種低層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが10ha未満である。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的は宅地分譲です。申請理由が、申請地を買受けて宅地分譲14区画の造成工事を行うためです。資金計画は自己資金で対応です。水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書が添付されております。

都市計画区域内で、3,000㎡以上でございますので、県の開発行為申請中です。参考資料の 62 ページを見てください。5条の申請地が3,415㎡です。それと一体利用後が、隣接地〇〇番宅地 568.94 ㎡と同〇〇番〇宅地 61.79 ㎡のうち 21.54 ㎡と〇〇番〇の宅地 141.65 ㎡と一体利用をする732.1 3㎡をたしまして、総事業面積が 4147.13 ㎡です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、20 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

20番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、 重富小学校から東に約350mの位置です。造成工法は盛土1.9から0.2mです。被害防除については、現況は東が宅地、道路、田、畑、西が宅地、河川、 南は宅地、県道、北は水路、田です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確 実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準に ついて調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で す。

議長

次に、14番について事務局の説明を求めます

事務局

14番の説明をします。譲受人が鹿児島市桜ケ丘在住の〇〇さんでございます。譲渡人が静岡県浜松市在住の〇〇さん他3名でございます。土地の所在が、池島町〇〇番〇の畑218㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが10ha未満である。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的は一般住宅、1棟の114.27㎡です。申請理由が現在借家で手狭なため、申請地に自己の住宅を建築したい。資金計画は融資資金で対応する。土地改良区等はありません。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、19 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

19番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、池島公園から南西に約150mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南が市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号1番から14番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。

# 委 員 [質問なし]

議長

無いようですので、ここでお諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、 1番から14番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

# 委 員 「全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から14番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

議長

ここでしばらく休憩をいたします。

議長

それでは再開します。

# - 議案第5号 —

議長

次に、日程第7 議案第5号 農地の利用目的変更願いについてを議題に 供します。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農地の利用目的変更願いについて説明します。1番が届出人始良市平松在住の〇〇さんで土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番〇の畑489㎡のうち197㎡です。農地区分は第3種農地と判断します。変更後の使用目的が盛土をして畑に利用する目的です。申請理由が隣接地の開発行為で4号議案の13番の案件により、流末処理の盛土が必要なため。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、20 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員

20番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、 重富小学校から東に約350mの位置です。造成工法が盛土0.6から0.4mで す。被害防除については、現況は東が畑、西が転用申請地、南は転用申請 地、北は畑です。申請実現の確実性は、西南側の宅地造成と同時施工をする ため確実である。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認 意見であります。以上です。

議長

これより、議案第5号1番について、質疑に入ります。

ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。

委 員

「意見・質問なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第5号 農地の利用目的変更願いについての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員

「全員挙手」

議長

全員賛成ですので、議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 -

議長

次に、日程第8議案第6号 非農地証明願についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号非農地証明願についての1番について説明を行います。申請人は姶良市中津野在住の〇〇さんです。所有者も同じです。土地の表示が中津野字テイコ〇〇番〇、地目田、369㎡です。農地区分は第2種農地と判断します。変更年月日は昭和55年月日不詳ごろより宅地となっております。以上です。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

17番です。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、ナフコ姶良店から北に約100mのところでございます。現況は申請のとおり宅地となってから、約35年程度経っていると認められる。周囲の状況及び現況は東が道路、西が田、南が畑、北が宅地になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地に使用されてから35年ほどたっており、やむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。

議長

2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番について説明を行います。申請人は姶良市西餅田在住の○○さん他2名です。所有者も同じです。土地の所在が西餅田字月木前○○番○、地目は畑で面積が337 ㎡、農地区分は第3種農地と判断します。

変更年月日が昭和46年月日不詳です。現況は宅地として使用している。以上です。

ただいまの説明の2番に関連して、21番委員から、調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

21番です。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、県立姶良高等技術専門学校から南に約100mのところでございます。現況は申請のとおり宅地となってから、約43年程度経っていると認められる。周囲の状況及び現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地、となってから約43年経過しており、やむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。

議長

これより、議案第6号1番と2番について一括して質疑に入ります。 ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、質疑のある方は挙手願います。何か、ご意見等ございませんか。

委員[質問、意見なし]

議長

それではお諮りいたします。議案第6号 非農地証明願いについての1番と2番は原案のとおり承認することに決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第6号 非農地証明願についての1番と2番は原 案のとおり承認することに決定しました。

議案第7号 一

議長

次に、日程第9議案第7号農地あっせん申出売渡・貸付希望についてを議題に供します。

1番から12番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号議案あっせん申出(売渡・貸付 希望)についてご説明致します。総会資料は、45ページとなります。今月申請は、12件です。

参考資料は、79ページからになりますので審議の参考にして下さい。

それでは、1番をご説明致します。参考資料は、79 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が平松字北枝〇〇番田の 610 ㎡と同字〇〇番、田の 637 ㎡と同字〇〇番、田の 596 ㎡と同字〇〇番、田の 45 ㎡と同字〇〇番、田の 779 ㎡と同字〇〇番、田の 931 ㎡です。申請人は、平松在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 5 年。希望小作料が管理してもらえれば無償です。

続きまして、2番をご説明致します。参考資料は、80ページになります。内容

につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町小山田字水ノ手○○番○の田の 1,304 m<sup>2</sup>です。申請人は、大阪府吹田市在住の○○さん。条件として、貸付期間 5 年。希望小作料が 10a 当たり 10,000 円です。

続きまして、3番をご説明致します。参考資料は、81ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町小山田字三升畑〇〇番、畑の 4,046 ㎡です。申請人は、加治木町新生町在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格が相場価格です。

続きまして、4番をご説明致します。参考資料は、82ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町漆字中村〇〇番、田の3,554 ㎡と同字〇〇番、畑の1,246 ㎡と字御油田〇〇番〇の田、1,961 ㎡です。申請人は、薩摩川内市在住の〇〇番さんです。条件として貸付期間3年。希望小作料が総額60,000円です。

続きまして、5番をご説明致します。参考資料は、83ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町漆字川原田〇〇番、田の2,182㎡です。申請人は、蒲生町米丸在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格が農業委員会一任です。

続きまして、6番をご説明致します。参考資料は、84ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が平松字北枝〇〇番〇の田の 590 ㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 5年。希望小作料が管理してもらえれば無償です。

続きまして、7番をご説明致します。参考資料は、85ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が北山字中ノ城〇〇番〇の田の1,502㎡です。申請人は、北山在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間3年。希望小作料が総額3俵です。

続きまして、8番をご説明致します。参考資料は、86ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町漆字小牟田〇〇番〇の田の1,749㎡と同字〇〇番、田の2,497㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間3年。希望小作料が10a当たり10,000円です。

続きまして、9番をご説明致します。参考資料は、87ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町辺川字外園〇〇番、田の1,382㎡と同字〇〇番、田の724㎡です。申請人は、霧島市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間5年。希望小作料が10a当たり15,000円です。

続きまして、10番をご説明致します。参考資料は、88ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町米丸字川原田〇〇番の田の1,328㎡です。申請人は、千葉県八千代市在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格が農業委員会一任です。

続きまして、11 番をご説明致します。参考資料は、89 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町小山田字本仮屋〇〇番〇の田の 2,174 ㎡です。申請人は、霧島市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 5 年。希望小作料が 10a 当たり 5,000 円です。

続きまして、12 番をご説明致します。参考資料は、90 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が木津志字野中〇〇番の田の

1,059 ㎡と同字〇〇番の田の 2,385 ㎡と同字〇〇番〇の田の 1,003 ㎡です。申請人は、北山在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 5年。希望小作料が農業委員会一任です。

以上、議案第7号の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。はいどうぞ。

委 員 2番です。7番の案件については、借り手が見つかって、利用権が出ております。

議長

他にありませんか。22番委員どうぞ。

委員 22番です。11番の案件ですが。反当たり5,000円でいいわけですが、日当たりが悪く、湿田で作り手が居るか難しいと考えているところですが、それと、2番は利用権の申請書を渡しております。

議長

他にありませんか、5番委員どうぞ

委員 5番です。9番の辺川の場所ですが、反当たり15,000円ですが、とてもじゃないです。無料でも借り手がないと思います。周囲も最近見たわけですが、耕作されていない状況です。この小作料が出たのか不思議です。

議長

他にありませんか。

委員 意見なし

議長

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第7号 農地あっせん申出売渡貸付希望についての1番から12番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第7号1番から12番は原案どおり承認することに 決定いたしました。

つぎに、ただいま承認された議案第 7 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。

各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。

自薦他薦いずれでもよろしいです。

いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。

議案第7号 1番は、20番委員にお願いしたいと思います

2番は、22番委員にお願いしたいと思います。

3番は、23番委員、22番委員、5番委員にお願いしたいと思います。

4番は、25番委員にお願いしたいと思います。

5番は、25番委員、16番委員、14番委員にお願いしたいと思います。

6番は、20番委員にお願いしたいと思います。

7番は、2番委員にお願いしたいと思います。

8番は、25番委員にお願いしたいと思います。

9番は、5番委員にお願いしたいと思います。

10番は、24番委員、15番委員、16番委員にお願いしたいと思います。

11番は、22番委員にお願いしたいと思います。

12番は、13番委員にお願いしたいと思います。

事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。

# 議案第8号 -

#### 議長

次に、日程第10議案第8号農地あっせん申出借受希望についてを議題に供します。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第8号議案あっせん申出(借受 希望)についてご説明致します。総会資料は、47ページとなります。今月申請は、1件です。参考資料91ページからになりますので審議の参考にして下さい。

それでは、1 番を説明致します。参考資料は 91 と 92 ページになります。申請人は、所在地は霧島市にあります株式会社〇〇で、事業については、農産物の生産、販売、畜産サービス業を営んでいます。現在、加治木町木田周辺で水稲経営を行っております。農業生産法人です。希望地区は、加治木町木田周辺です。希望面積は、10,000 ㎡の田で水稲予定です。希望借受期間は5年で、希望小作料は、10a 当たり 10,000 円です。補足でありますが、希望地区は加治木町木田周辺ですが、2tトラックの通行ができて、停められる場所があれば加治木地区・姶良地区で借受したいとのことです。先ほど出ました辺川の案件を紹介したいと思います。

# 議長

ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。

11 番委員どうぞ。

### 委員

11 番ですが、木田地区は現在、基盤整備が済んで機械化されておりますが、この条件にあうような圃場がありませんし、また、他に3か所ほど担当になっておりますが、なかなか条件が合わずに厳しい状況です。担い手の参加は非常に良いことですが、条件の合わないところに申請されるとどうなのかと思いますので参考までに報告します。

事務局どうぞ。

事務局

別紙のあっせん経過報告の資料がありますが、その中で 3、4 年前からの貸し付けで難しい案件がありますが、そちらの方の現場を見ていいただきまして、耕作できるかどうか、申請人にお願いできるかどうかを検討しております。

その他、姶良、加治木方面で耕作出来そうなところにあっせんをしたいと思います。

議長

議案第8号農地あっせん申出借受希望についての1番ですが、審議書面どおりに承認を受けてよろしいですか。継続審議もあると思いますが、承認を受けますか。

21 番委員どうぞ

委員

21 番です。事務局にお聞きしますが、隼人小田は私が現在耕作している近くと思いますが、霧島市の方で 1.5haほど耕作されておりますので、隼人方面で借りられるところはないのですか。

議長

事務局どうぞ。

事務局

会社は霧島市の隼人の方にあり、代表者が姶良に住んでおり、霧島の方にも借り入れを希望しているようですが、現在加治木の木田で耕作しておりますので、そこを拠点として姶良方面でも耕作したいとのことで、申請がありました。 霧島市の方へも話をしたいとのことです。

議長

21番委員よろしいですか。

委員 よろしいです。

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号農地あっせん申出借 受希望についての1番は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願 いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第8号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

つぎに、ただいま承認された議案第 8 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。

各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。

自薦他薦いずれでもよろしいです。

いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。

議案第8号 1番は、加治木地区の委員全員にお願いしたいと思います

事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。

### 議長

次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願い します。まず事務局からお願いします。

#### 事務局

農地あっせんの経過報告書の2ページをお願いします。23番は3月総会で8,925 m³利用権を設定されましたので、こちらは終了となります。

続いて、3 ページの 34 番は、現在〇〇さんと担当委員含め日程調整中で す。4月の上旬にあっせん会議が行えたらと思います。

続きまして、4ページ47番は利用権設定を来月の総会でかける予定です

- 48番は1号議案のNo91で利用権設定をされたので終了です。
- 49番は1号議案のNo97で利用権設定をされたので終了です。
- 51番は先月2月で利用権設定を4053㎡されたので終了です。

続きまして、5 ページの 64 番も今月 1 号議案の No117 で利用権設定をされたので終了です。

65番は1号議案のNo142で利用権設定をされたので終了です。 続きまして、66番も先月2月で利用権設定をされたので終了です。 67番も1号議案のNo116で利用権設定をされたので終了です。

70番も1号議案のNo142で利用権設定をされたので終了です。 71番も1号議案のNo21から23番まで利用権設定をされたので終了です。 各担当委員ご苦労様でした。以上で終わります。

#### 議長

委員の方からありませんか。はいどうぞ。

委員

3番です。21番は関係者に聞いてみますと、こちらの方にはもういないとのことで、研修センターの研修生で戻られたそうです。取り下げをします。

### 議長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

委員 (発言なし)

#### 議長

よろしいですか。

それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります

次に、農用地利用集積計画貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。

# 事務局

説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。合意解約3月分の資料3ページ14番、解約理由が3条申請売買とありますが、売買を贈与に修正方お願いいたします。それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。3月は、17件が提出されております。

内容については、別紙、合意解約3月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。

議長

ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

委員

「質問・意見なし」

議長

その他で何かございませんか。

事務局

平成27年度姶良市定例農業委員会総会等の日程について説明。

議長

ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

委員

「質問・意見なし」

議長

質問、意見もないようですので、事務局案のとおり承認してよろしい方は、挙 手をお願いします

委員

「全員挙手」

議長

全員賛成ですので、平成27年度の総会、現地調査の日程は、事務局案のとおり承認することに決定いたしました。

ただ今、平成27年度の総会・現地調査の日程も決まりましたので、来月の 現地調査は、4月13日 月曜日に、総会は、4月17日 金曜日に開催予定 でよろしいですか。

現地調査委員は、1 班を、22 番委員、23 番委員、24 番委員に、2 班を、25 番委員、26 番委員、1 番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。

以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。

24 番委員どうぞ。

委員

24 番です。1 点だけお知らせください。会務報告の中で新規就農者認定式が開催されましたが、認定者数は何名ほどでしたか、26 年度中の認定した人数はどうかお知らせください。

議長

事務局の報告をお願いします。

事務局

質問の内容は今調べてまいりすので、その前に報告します。農振除外の状況報告をします。10 月申請の○○さんの資材置場、駐車場 1349 ㎡と、それと木田の株式会社△△の資材置場 7864 ㎡と 1 月の有限会社□□商事の資材

置場、駐車場7638 ㎡と1月の◇◇さん賃貸住宅の467 ㎡の4件につきまして、1月28日の姶良市農業振興地域整備促進協議会で審査し、30日間の公告縦覧の事務手続きに入り、3月13日付で農振法第12条第1項の告示がなされ、農振整備計画の決定の告示でこの日で除外が決定します。○○さんと有限会社□□商事と◇◇さんは3件につきましては、3月26日の農業委員会の審査会に上程をします。株式会社△△は農地法の申請がなく、4月の農業委員会に提出するとのことです。この申請は都市計画区域内の3000㎡を超える転用ですので、開発行為許可まで農業委員会で保留して県の開発許可の決裁が下りた日と同時に許可書の交付を行う予定であります。以上報告します。

議長

他に事務局ありませんか。

事務局

先月 10 番委員より質問のありました、他の地区でのあっせん会議の結果を知りたいとのことでありましたが、資料としてあっせん実績として配布してありますが、合併後の資料であります。資料の取り扱いには個人情報がありますので、留意方お願いします。以上で終わります。

議長

局長よろしいですか。

事務局

26年度の姶良市の新規就農者の支援審査会の結果をお知らせします。

先月2月2日に審査会がありまして、船津の○○さん夫婦で有機農業での審査対象になっておりましてそのまま認められております。蒲生町下久徳の○○さん夫婦の有機栽培農家で承認を受けております。8月の審査会では加治木町の小山田の○○さんですが単身で水稲と露地野菜の栽培です。加治木町の○○さんでこの方は花き農家で申請がされております。今の新規就農者の資料は後日お示しをします。

議長

資料提出の方はよろしくお願いします。 他事務局ありませんか

事務局

- ○農業委員報酬の支給と内規について説明
- ○農業委員活動記録簿について説明
- ○一般質問の報告

委 員

その他に委員の皆さんから何かありませんか。

委員

「発言なし」

事務局

事務局より何かありませんか。

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成 26 年度第 12 回姶良市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 姿勢を正してください。 一同礼。
一问化。

農業委員会法の27条	(議事録)	において署名する。
署名委員		
署名委員		